

水産加工資金融通措置要綱の運用について

昭和 53. 3. 18 53 水漁第 927 号

水産庁長官通知

最終改正 令和 3. 3. 26 2 水漁第 1572 号

第 1 対象都道府県等

- 1 要綱第 2 の 2 の (1) 又は (2) の要件に該当する事業の対象となる水産動植物及び都道府県は、「平成 20 年 4 月 1 日付け農林水産省告示第 539 号」第 1 号及び第 2 号により指定された次の指定水産動植物及び指定都道府県とする。

(1) 指定水産動植物

あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さめ、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、たこ、かき、ほたてがい及び海藻類

(2) 指定都道府県

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県

- 2 要綱第 2 の 2 の (3) の要件に該当する事業の対象となる水産動植物及び都道府県は、「平成 25 年 4 月 1 日付け農林水産省告示第 812 号」により指定された次の水産動植物及び都道府県とする。

水産動植物	都道府県
① うばがい	北海道及び青森県
② えい	北海道

③ えそ	愛媛県及び山口県
④ おきあみ	岩手県及び宮城県
⑤ このしろ	千葉県及び熊本県
⑥ しいら	富山県及び高知県
⑦ とびうお	長崎県及び鹿児島県
⑧ にぎす	石川県
⑨ にしん	北海道
⑩ はたはた	秋田県、石川県、兵庫県及び鳥取県
⑪ ほや	北海道及び宮城県

3 要綱第2の2の(4)の要件に該当する事業の対象となる水産動植物の部位及び都道府県は、「平成20年4月1日付け農林水産省告示第540号」第1号及び第2号により指定されたもののうち次の水産動植物及び都道府県とする。

(1) 農林水産大臣が指定する水産動植物の部位

次の①～④に掲げる部位とする。

- ① 魚類 (あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ及びまだらに限る。) 骨、皮、臓器、ひれ、うろこ及び頭部
- ② 頭足類 (いか及びたこに限る。) 臓器
- ③ 貝類 (かき及びほたてがいに限る。) 殻及び臓器
- ④ 海藻類 根及び茎

(2) 農林水産大臣が指定する都道府県

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、

富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県

第2 貸付対象事業

水産加工資金の貸付対象となる事業は、要綱第2の2の貸付対象事業に掲げるところによるが、具体的事業の一例としては、次のとおりである。

貸付対象事業の内容	事 例
(1) ①食用水産加工品の製造又は加工の共同化を図るために必要な水産加工施設の取得等	(ア) 水産加工業者の組織する法人が食用水産加工品の製造又は加工を共同して行うための原魚処理場、冷凍冷蔵庫、汚水処理施設を取得等する事業
	(イ) 水産加工業者が、加工団地へ移転するため、食用水産加工業の製造施設を取得等する事業
(1) ②食用水産加工品の原材料又は製品の転換を図るために必要な水産加工施設の取得等	(ア) 水産加工業者が、同じ製品を今までと異なる原材料で製造するため、製造施設を改良等する事業
	(イ) 水産加工業者が、同じ原材料で異なる製品を製造するため、製造施設を改良等する事業
	(ウ) 水産加工業者が、原材料・製品とも変更するため、製造施設を改良等する事業
(1) ③食用水産加工業者の合併又は営業の譲受けに伴う水産加工施設の取得等	(ア) 水産加工業者が他の水産加工業者との合併により、製造施設の拡充を行うため、製造施設を改良等する事業
	(イ) 水産加工業者が他の水産加工業者から営業の譲受けにより、製造施設の統合・合理化を行うため、製造施

	設を改良等する事業
(2) 食用水産加工品の 新製品・新技術の開 発又は導入を図るた め に必要な水産加工 施設 の取得等	(ア) 新たな食用水産加工品を開発する事業
	(イ) 新たな食用水産加工品の生産を開始する事業
	(ウ) 食用水産加工品の新たな製造又は加工の技術を開発 する事業
	(エ) 食用水産加工品の新たな製造又は加工の技術を利用 して生産を開始する事業
(3) 未利用又は利用の 程度が低い水産動植 物を原材料とする食 用 水産加工品の製造 又は 加工のための施 設の取 得等	水産加工業者が食用水産加工品の製造又は加工を 行うための施設を取得等する事業
(4) 非食用水産加工品 の製造又は加工のた めの施設の取得等	水産加工業者が非食用水産加工品の製造又は加工 を行うための施設を取得等する事業

第3 合併又は営業の譲受けについての基準

要綱第2の2の(1)の③の合併又は営業の譲受けに伴うものに該当するかどうかについては、次により判断する。

- 1 合併又は営業の譲受けのあった日(契約書等の日付による)から5年以内に行われる施設の改良等であること。
- 2 その施設の改良等が、当該合併又は営業の譲受けと関連するものであること。

第4 新製品・新技術の開発又は導入

要綱第2の2の(2)の新たな食用水産加工品若しくは食用水産加工品の

新たな製造若しくは加工の技術の研究開発若しくは利用は、次のいずれかに該当する製品若しくは技術を開発すること又は開発された当該製品であって市場に定着していないと認められるものの生産を開始すること若しくは開発された当該技術であってそれによる生産が定着していないと認められるものを利用して生産を開始することをいう。

- 1 食品としての内容、形態等からみて新規性があると認められる製品又はこれを生産するための技術
- 2 従来の製品に比して相当程度高い品質を有する製品を生産するための技術
- 3 従来の生産方法に比して相当程度低いコストによる生産を行うための技術

第5 貸付利率の特例

要綱第2の3の公庫が業務方法書で定めるもののうち貸付利率の特例が適用される事業（要綱第2の2の（1）及び（2）の事業にかかるものに限る。）の要件は、次のとおりとする。

1 小型魚の使用について

（1）小型魚の魚種は、あじ、さば、さんまとする。

（2）小型魚の基準は、次により判断するものとする。

① 水産加工場単位とし、1水産加工場において（1）に規定する魚種のうち2以上の魚種を原材料として使用している場合には、それぞれの魚種ごとに判断する。

② 小型魚とは、概ね次に掲げるものとする。

あじについては、100グラム／尾以下のものであること。

さばについては、300グラム／尾以下のものであること。

さんまについては、115グラム／尾以下のものであること。

2 未利用部位の使用について

対象となる未利用部位の基準は、今まで一般に市場で定着している製品で利用されていないと認められる部位であることとする。

第6 貸付けの手続き

1 要綱第3の1の申込みに際して水産加工業者等が公庫に提出する水産加工施設改善計画の様式は別記様式第1に定めるとおりとする。

1 公庫は貸付けに当たっては、必要に応じ、申込みに係る貸付けが食用水産加工品の供給の安定に資するものであるか否か又は未利用若しくは低利

用の水産資源の有効な利用の促進に資するものであるか否かについて水産庁長官の意見を求めることができるものとし、意見を求められた水産庁長官は、別記基準に従い意見を述べるものとする。

第7 報告

- 1 本資金の融通を受けた水産加工業者等は、別記様式第2の「水産加工施設改善実績書」を作成し、公庫に報告することとする。
- 2 公庫は、水産加工業者等から当該実績書が提出された場合は、計画と対比し、計画の事項が達成されているかどうかを確認し、必要と認める場合はその理由を聴取するとともに、所要の指導を行うものとする。

(別記)

水産加工資金融通に係る意見を述べる場合の基準

当該事業計画が適当であると認められるものは、1及び2に該当し、かつ、食用水産加工品の供給の安定に資すると認められるものとする。

- 1 次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 指定都道府県の区域内において、指定水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の高度化及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること。
 - (2) 第1の2の表の右欄に掲げる都道府県の区域内において、それぞれ同表の左欄に掲げる水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること。
 - (3) 第1の3の(2)に掲げる都道府県の区域内において、第1の3の(1)に掲げる水産動植物の部位を原材料とする非食用水産加工品の製造及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること。
- 2 事業計画の内容が次の各号の要件に適合するものであること。
 - (1) 事業計画が水産基本計画や都道府県の水産加工振興計画等に即した内容であること。
 - (2) 原材料の入手確保が当該地域等の漁獲物の陸揚実績、当該水産加工業者等の原料入手実績等からみて確実であると見込まれること。
 - (3) 事業計画が漁港の整備、漁場の整備及び開発等の計画と調和が保たれる等漁業の振興に資すると考えられるものであること。
 - (4) 当該事業の実施により、生産性の向上、環境への負荷の低減、資源の有効利用の確保等に資するものであり、かつ、当該事業が技術的及び資金的に見て実現可能であること。
 - (5) 用地が確保されているとともに、工場の配置、排水処理施設等の計画が適切であり、周辺地域の居住者等の事業、生活等に支障を及ぼすおそれのないこと。

水産加工施設改善計画書

年 月 日

(1)申請者	住所	〒		主たる水産加工業の種類					
	氏名又は名称 法人にあつては、代表者氏名								
(2)設立(開業)年月日	年 月 日		(3)資本金	千円	(4)常時使用する従業員の数	(うち、加工部門 人)			
(5)事業内容	部門	工場・事業所名	所在地 (県名及び市名等)	製品・事業内容等	売上等	当該事業部の常時従業員数	備考		
	ア 水産加工								
	イ うち、施設導入部門								
ウ その他									
(6)事業計画	事業種類 1.原材料又は製品の転換 2.施設の共同化 3.団地の移転 4.合併 5.営業の譲受け 6.新製品(開発、導入) 7.新技術(開発、導入) 8.小型魚利用 9.未利用部位の利用 10.低・未利用魚の利用 11.非食用水産加工品の製造 上記事業の内容及び効果(欄が不足する場合は裏面に記入する。)								
	加工施設設置予定所在地								
	区分	既設	新設	金額	資金計画	区分	金額	備考	
	土地					補助金	国 地方公共団体		
	建物					借入金	公庫資金		内訳 一般: 特別:
	機械装置						(借入先)		
その他				自己資金					
				計					
(7)原料魚の使用実績及び今後の使用計画等									
区分	魚種別	実績[A]		計画(年月)[B]		備考			
		原料魚使用量	製品生産量	原料魚使用量	製品生産量	(主な調達先について記入)			
(6)の1から7の事業	I (1) 指定魚種計 (魚種別内訳を記入)								
	(2) (1)のうち近海魚 ※ (同上)								
	(3) (1)以外の魚種計 (同上)								
(6)の8の事業	II (1) 指定魚種計 (魚種別内訳を記入)								
	(2) (1)のうち近海魚 ※ (同上)								
	(3) (2)のうちの小型魚 (同上)								
	(4) (1)以外の魚種計 (同上)								
(6)の9の事業	III (1) 指定魚種計 (魚種別内訳を記入)								
	(2) (1)のうち近海魚 ※ (同上)								
	(3) 未利用部位 (同上)								
	(4) (1)以外の魚種計 (同上)								
(6)の10の事業	IV (1) 低・未利用魚種計 (魚種別内訳を記入)								
	(2) (1)のうち近海魚 ※ (同上)								
	(3) (1)以外の魚種計 (同上)								
総計									

V (6)の11の事業

使用する原材料 (魚種名)	製品生産量		備考
	実績[A]	計画[B](年月)	

(注)裏面「記載要領」参照のこと。

記載要領

1. (1)の主たる水産加工業の種類は、次のうちから1つ選び記入すること。
缶・びん詰、水産練製品、冷凍水産物、冷凍すり身、水産冷凍食品、塩・乾類、節・けずり節、つくだに類、調味加工品、魚体前処理品、その他（具体的に記入のこと。ただし、新規の場合は現業種とする。）
2. 記入は加工場単位とするが、2以上の水産加工業の種類加工を行っている工場にあつては、(5)のイ、(6)及び(7)について当該施設の導入に係る加工部門につき記入すること。
3. (6)の事業種類は、1～11のうち当該番号を○で囲むこと（該当するものが2つ以上ある場合は、そのうち主要なもの1つについては◎とすること。）
()内についても、該当するものを○で囲むこと。
4. (7)のⅠ～Ⅳの実績〔A〕は、施設導入前3年間のうち1ケ年（原則として、使用量が中間の年）のものを記入すること。
5. (7)のⅠ～Ⅳの計画〔B〕は、原則として施設導入後の3年目のものを見込むものとし、その年月を記入すること。
6. (7)のⅠ～Ⅳの実績〔A〕及び計画〔B〕について、近海魚※（我が国漁船が漁獲したもの）の量を記入すること。
7. (7)のⅠ～Ⅳの備考欄には、原料魚の主な調達先（例：県内問屋、県外問屋、商社等）を記載すること。
8. (7)のⅤの製品生産量の欄は、いずれも融資対象施設を導入する工場全体の製品生産量を記載すること。
9. (7)のⅤの実績〔A〕は、施設導入前の3年間のうち1ケ年（原則として使用量が中間の年）のものを記入すること。
10. (7)のⅤの計画〔B〕は、原則として施設導入後の3年目のものを見込むものとし、その年月を記載すること。
11. (7)のⅤの備考欄には、原料の主な調達先（県内水産加工業者、県外加工業者等）を記載すること。

水産加工施設改善実績書

年 月 日

(1)申請者	住所	〒		主たる水産加工業の種類			
	氏名又は名称 法人にあつては、代表者氏名						
(2)設立(開業)年月日		年 月 日	(3)資本金	千円	(4)常時使用する従業員の数	(うち、加工部門 人)	
(5)事業内容	部門	工場・事業所名	所在地 (県名及び市名等)	製品・事業内容等	売上等	当該事業部の常時従業員数	備考
	ア 水産加工						
	イ うち、施設導入部門						
ウ その他							
(6)導入した事業の内容	事業種類	1.原材料又は製品の転換 2.施設の共同化 3.団地の移転 4.合併 5.営業の譲受け 6.新製品(開発、導入) 7.新技術(開発、導入) 8.小型魚利用 9.未利用部位の利用 10.低・未利用魚の利用 11.非食用水産加工品の製造 上記事業の内容及び効果(欄が不足する場合は裏面に記入する。)					
	加工施設設置所在地						
	区分	既設	新設	金額	区分	金額	備考
	土地				資 金	補助金	国 地方公共団体
	建物					借入金	公庫資金
機械装置					(借入先)		
その他				自己資金			
計							
(7)使用計画及び施設導入後の原料魚の使用実績							
区分	魚種別	計画(年 月) [B]		導入後実績(年 月) [C]		備考 (主な調達先について記入)	
		原料魚使用量	製品生産量	原料魚使用量	製品生産量		
(6)の1から7の事業	I (1) 指定魚種計 (魚種別内訳を記入)						
	(2) (1)のうち近海魚 ※ (同上)						
	(3) (1)以外の魚種計 (同上)						
(6)の8の事業	II (1) 指定魚種計 (魚種別内訳を記入)						
	(2) (1)のうち近海魚 ※ (同上)						
	(3) (2)のうちの小型魚 (同上)						
	(4) (1)以外の魚種計 (同上)						
(6)の9の事業	III (1) 指定魚種計 (魚種別内訳を記入)						
	(2) (1)のうち近海魚 ※ (同上)						
	(3) 未利用部位 (同上)						
	(4) (1)以外の魚種計 (同上)						
(6)の10の事業	IV (1) 低・未利用魚種計 (魚種別内訳を記入)						
	(2) (1)のうち近海魚 ※ (同上)						
	(3) (1)以外の魚種計 (同上)						
総 計							

V (6)の11の事業

使用する原材料 (魚種名)	製品生産量		備考
	計画[B] (年 月)	導入後実績[C] (年 月)	

記載要領

1. (7) の I～IV の使用計画及び施設導入後の原料魚の使用実績以外については、水産加工施設改善計画書の内容と同様とすること。
2. (7) の I～IV の計画〔B〕は、水産加工施設改善計画書の計画〔B〕を記入すること。
3. (7) の I～IV の導入後実績〔C〕は、計画〔B〕と同じ年月のものを記入すること。
4. (7) の I～IV の計画〔B〕及び導入後実績〔C〕について、近海魚※（我が国漁船が漁獲したもの）の量を記入すること。
5. (7) の I～IV の備考欄には、原料魚の主な調達先（例：県内問屋、県外問屋、商社等）を記載すること。
6. (7) の V の製品生産量の欄は、いずれも融資対象施設を導入する工場全体の製品生産量の総量を記載すること。
7. (7) の V の計画〔B〕は、水産加工施設改善計画書の計画〔B〕を記入すること。
8. (7) の V の導入後実績〔C〕は、計画〔B〕と同じ年月のものを記入すること。
9. (7) の V の備考欄には、原料の主な調達先（県内水産加工業者、県外加工業者等）を記載すること。